

農研機構 種苗管理センター

Center for Seeds and Seedlings,
National Agriculture and Food Research Organization(NCSS)



農研機構

農研機構 種苗管理センターの役割と業務概要

種苗（種子や苗）は、私たちの命を支える食物の大もとです

種苗は、農業生産の基盤となる重要な資材です。また、新品種は我が国の農業に発展をもたらす貴重な財産です。

農研機構 種苗管理センターでは、新品種の保護と優良な種苗の流通のため、北海道から沖縄まで日本全国に本所及び11農場を設置し、品種登録に係る栽培試験及び品種保護対策、農作物の種苗の検査、ばれいしょ・さとうきびの原原種の生産と配布などを行っています。また、「農業生物遺伝資源ジーンバンク事業」における、いも類や果樹等の栄養体保存を担うとともに研究部門と連携した新品種の早期普及に取り組んでいます。

近年、我が国の優良品種が海外に無断で流出したこと等を背景に、令和2年12月に種苗法が改正され、育成者権者の意思に応じて海外流出防止等ができるようにするための措置、育成者権を活用しやすくするための措置等が設けられました。これにより、品種登録に係る栽培試験及び品種保護対策を担う種苗管理センターに求められる役割が増しており、これらに適切に対応する「種苗の管理に関する総合機関」として食料の安定供給や農業の競争力強化に一層貢献していきます。



特性調査（栽培試験）



DNA分析（品種保護対策）



発芽率の検査



ばれいしょ原原種生産



さとうきび原原種生産



遺伝資源として保存している
多種多様なさつまいも

組織図

2022.4.1 現在

理事長 監事

副理事長・理事

本部（管理本部含む）

- ・ 農業情報研究センター
- ・ 農業ロボティクス研究センター
- ・ 遺伝資源研究センター
- ・ 高度分析研究センター

- ・ 食品研究部門
- ・ 畜産研究部門
- ・ 動物衛生研究部門

- ・ 北海道農業研究センター
- ・ 東北農業研究センター
- ・ 中日本農業研究センター
- ・ 西日本農業研究センター
- ・ 九州沖縄農業研究センター
- ・ 農業機械研究部門

- ・ 作物研究部門
- ・ 果樹茶業研究部門
- ・ 野菜花き研究部門
- ・ 生物機能利用研究部門

- ・ 農業環境研究部門
- ・ 農村工学研究部門
- ・ 植物防疫研究部門

種苗管理センター

生物系特定産業技術研究支援センター



沿革

1947年（昭和22年）農林省ばれいしょ原原種農場（7農場）設置

1949年（昭和24年）農林省 種苗検査室 設置

1986年（昭和61年）種苗管理センターを設置
農林水産省ばれいしょ原原種農場、茶原種農場及びさとうきび原原種農場並びに種苗課分室を再編統合

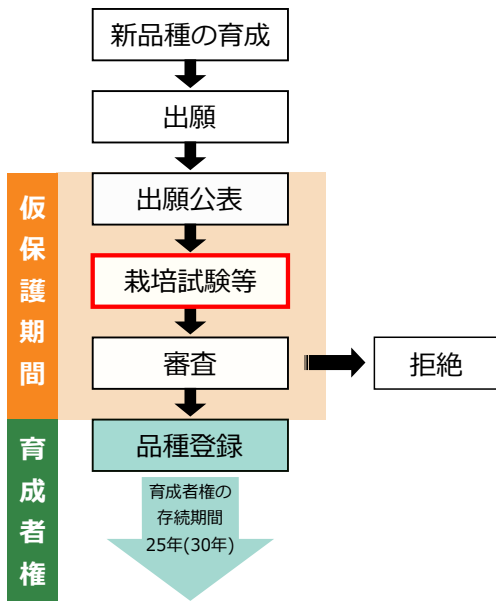
2001年（平成13年）独立行政法人種苗管理センターに移行

2016年（平成28年）国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所及び国立研究開発法人農業環境技術研究所と統合し、農研機構 種苗管理センターに移行

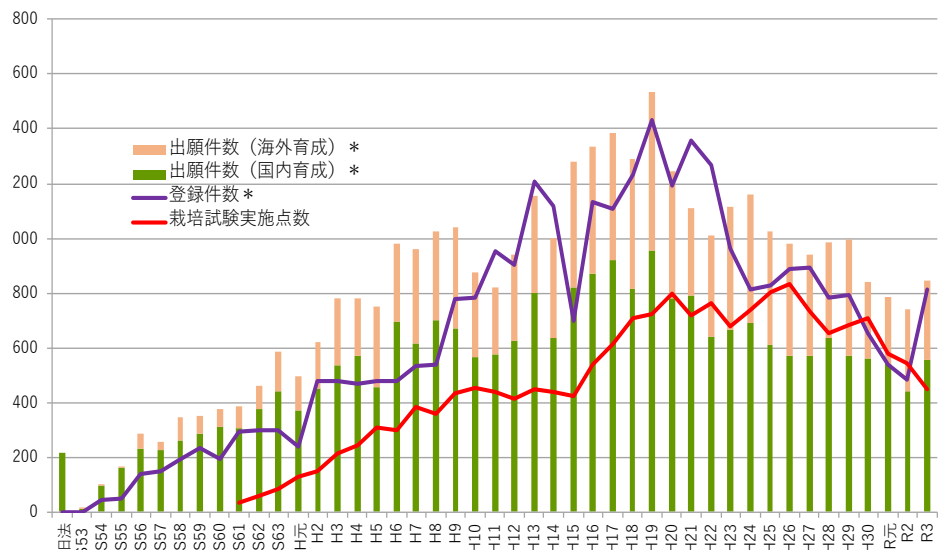
栽培試験

種苗法では、植物の新品種を育成した者の権利を保護し、育種を振興するため、品種登録制度が設けられています。種苗管理センターは、この制度の根幹である「出願品種が新品種であるかどうか」を判定するための栽培試験を行っています。栽培試験では、出願品種をほ場や温室で栽培し、既存の品種と比較しながら、区別性（Distinctness）、均一性（Uniformity）及び安定性（Stability）を調査するとともに、形態的特性（大きさ、色、形等）及び生理生態的特性（病害抵抗性等）の調査を行います。これまでは花や野菜の栽培試験が中心でしたが、令和2年12月の種苗法改正を契機に、新たに果樹の栽培試験を実施できる体制整備を進めていきます。

品種登録制度の概要



国内での出願・登録件数の推移



* 出典:農林水産省 品種登録ホームページ



DUS判定

区別性(D) 既存品種と重要な形質で明確に区別できること



出願品種

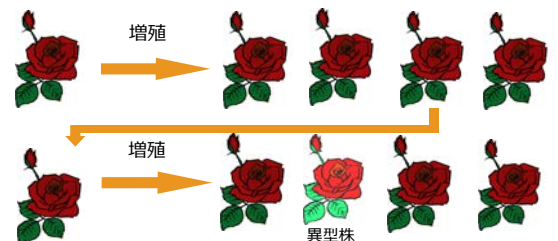
既存品種

均一性(U) 同一世代で特性が十分均一であること*



異型株

安定性(S) 繰り返し増殖させた後も特性が安定していること*

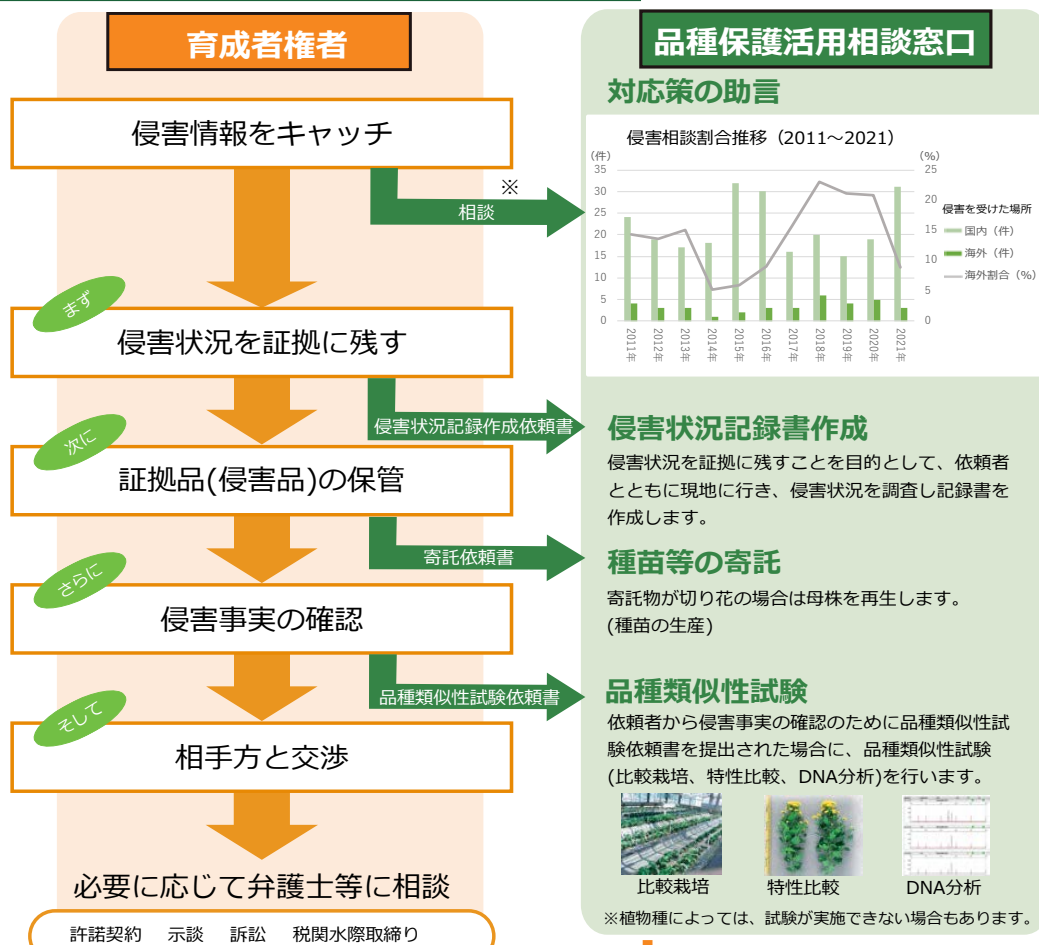


*異型株が規定数以下なら許容

品種保護対策

種苗管理センターでは、我が国で品種登録された品種の育成者権が適切に保護されるよう、品種保護活用相談窓口を全国7場所に設置して、登録品種の育成者権侵害に関する相談、情報収集・提供、侵害物品であるかどうかを確認するための品種類似性試験、侵害状況を証拠として残す侵害状況記録の作成、種苗等の証拠品の寄託等を実施しています。令和2年12月に改正された種苗法では育成者権が及ぶ品種か否かを国が判定する制度が設けられました。種苗管理センターでは新たに、この判定制度による調査にも取り組んでいきます。

あなたの登録品種が侵害にあったら・・・



※侵害の疑いをかけられた方からの相談も受け付けています。

品種保護活用相談窓口
TEL: 029-838-6589 FAX: 029-838-6595
E-mail: hinsyu_gmen@naro.affrc.go.jp

植物遺伝資源の保存

植物新品種の素材として欠かせない遺伝資源を保存するために農研機構が行う「農業生物遺伝資源ジーンバンク事業」のうち、種苗管理センター(6農場)では、いも類、果樹類、茶、特用作物等の種子による保存ができない植物(栄養繁殖性植物)を栽培し、それらの特性を調査しながら保存しています。

栄養繁殖性植物の保存



ばれいしょ(孺恋農場)



りんご(上北農場)

特性調査

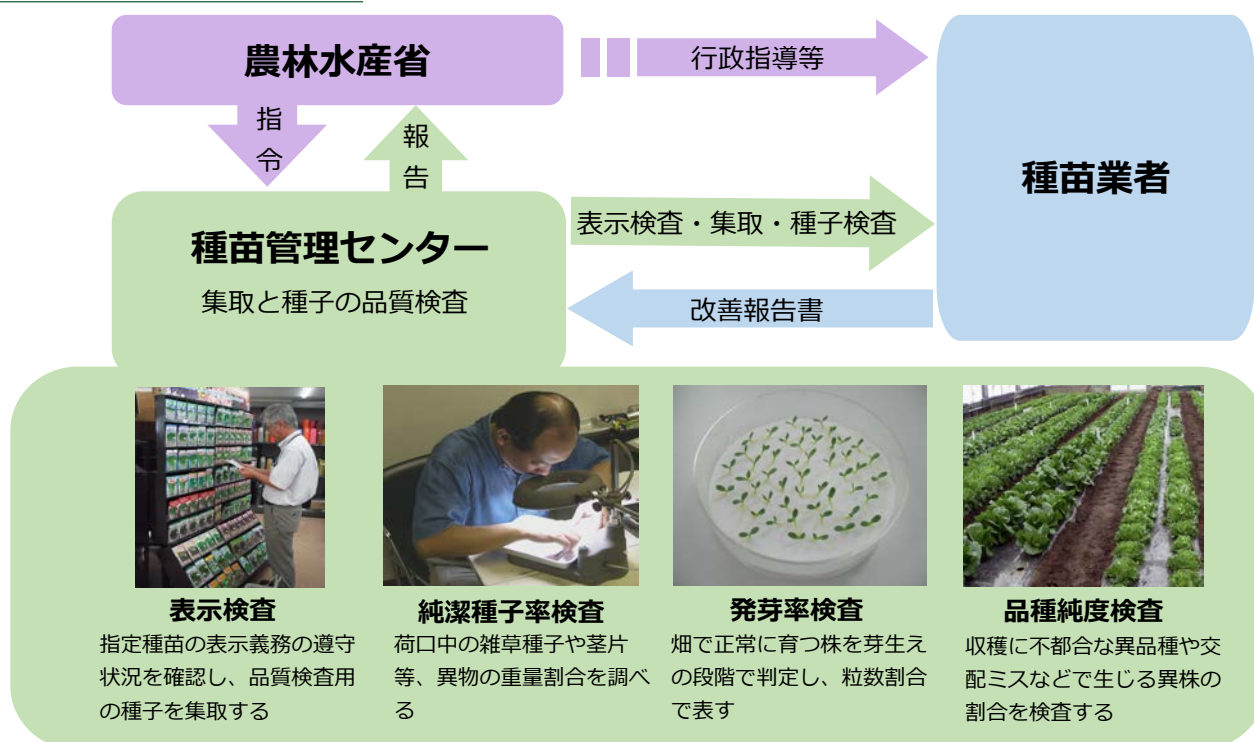


ばれいしょの皮・肉色検査

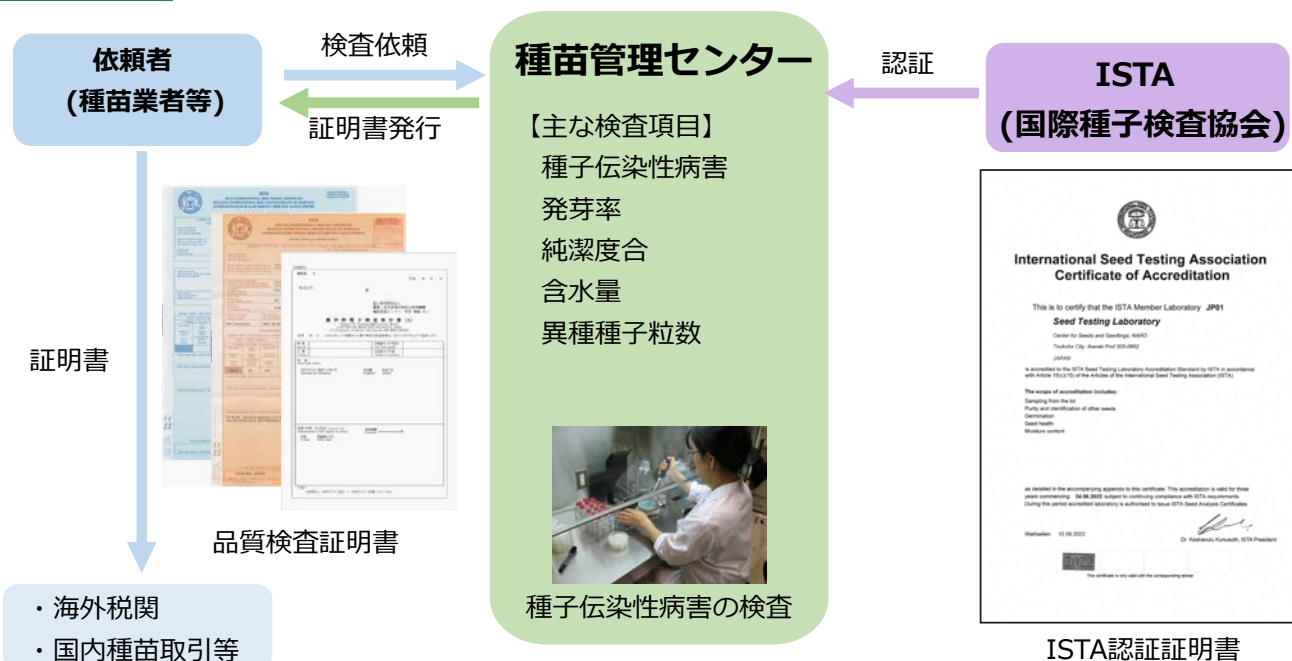
種苗検査

流通する種苗の表示の適正化と品質の確保を図るため、種苗法では食用作物をはじめ重要な作物の種類を指定し、販売する際に品種名、発芽率(種子の場合)等についての表示を義務付けており、また、野菜種子等の生産に関して守るべき基準を定めています。種苗管理センターでは、これらの事項が正しく守られているかを検査しています(指定種苗の検査)。また、国際種子検査協会(ISTA)の認証検査所として、種苗業者等の依頼に応じて種子の品質検査を行い、証明書を発行しています(依頼検査)。さらに、新たな検査法の妥当性確認を通じて、検査項目の拡大に取り組み、国内外の流通種子の品質向上に貢献しています。

指定種苗の検査



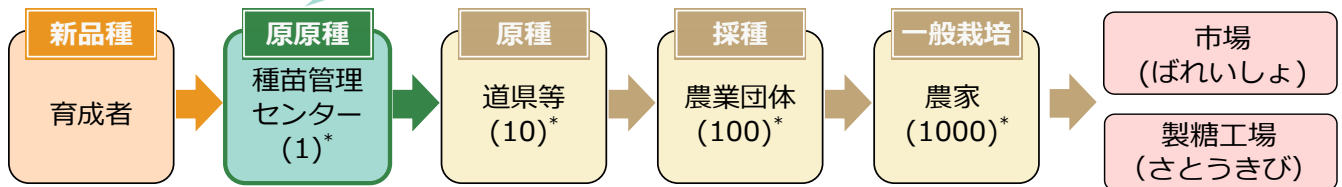
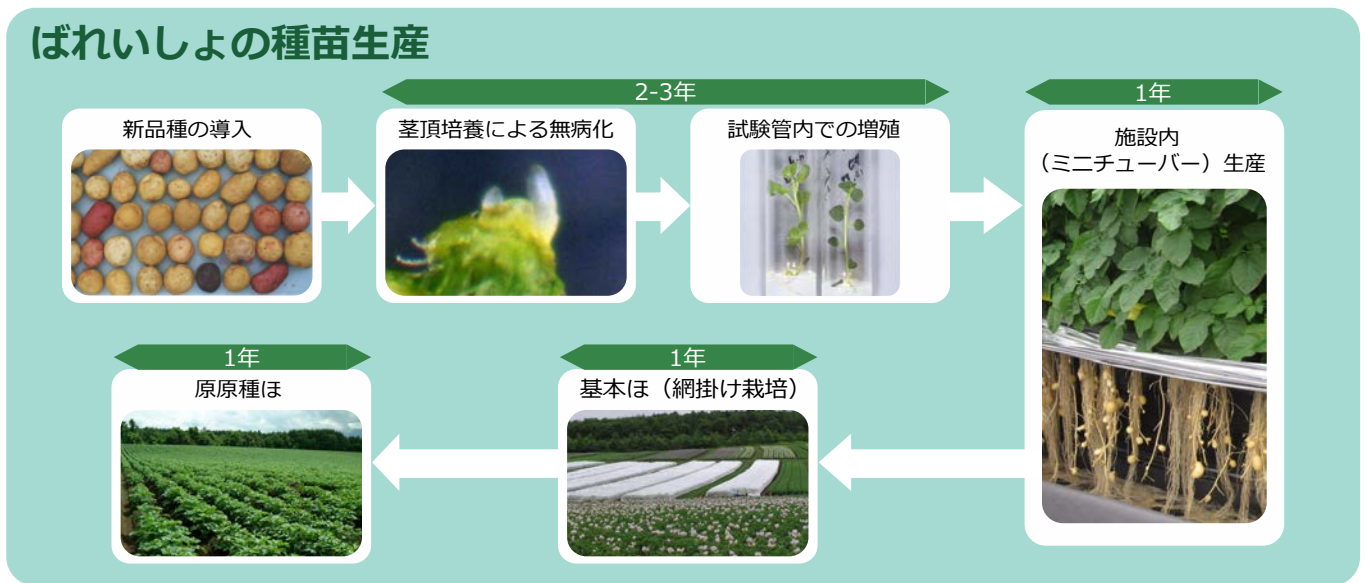
依頼検査



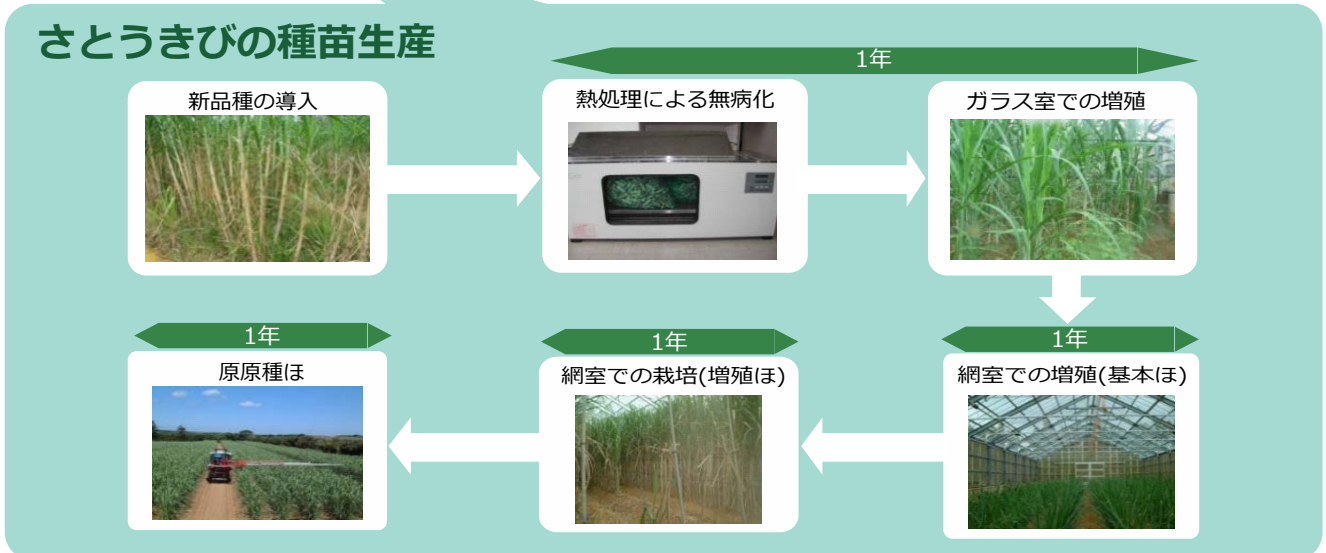
原原種の生産・配布

ばれいしょ、さとうきびは我が国の基幹的な畑作物です。これらは栄養繁殖性であり、種苗がウイルス病、細菌病等の病害に感染するとそれら病害がまん延し、広く産地に大きな被害を与えるおそれがあります。種苗管理センターでは、地理的に隔離された農場で、植物防疫法に基づく厳格な病害検査を行いながら、種苗増殖の起点となる健全無病なばれいしょ・さとうきびの原原種(元だね)を生産・配布しています。

原原種生産体系

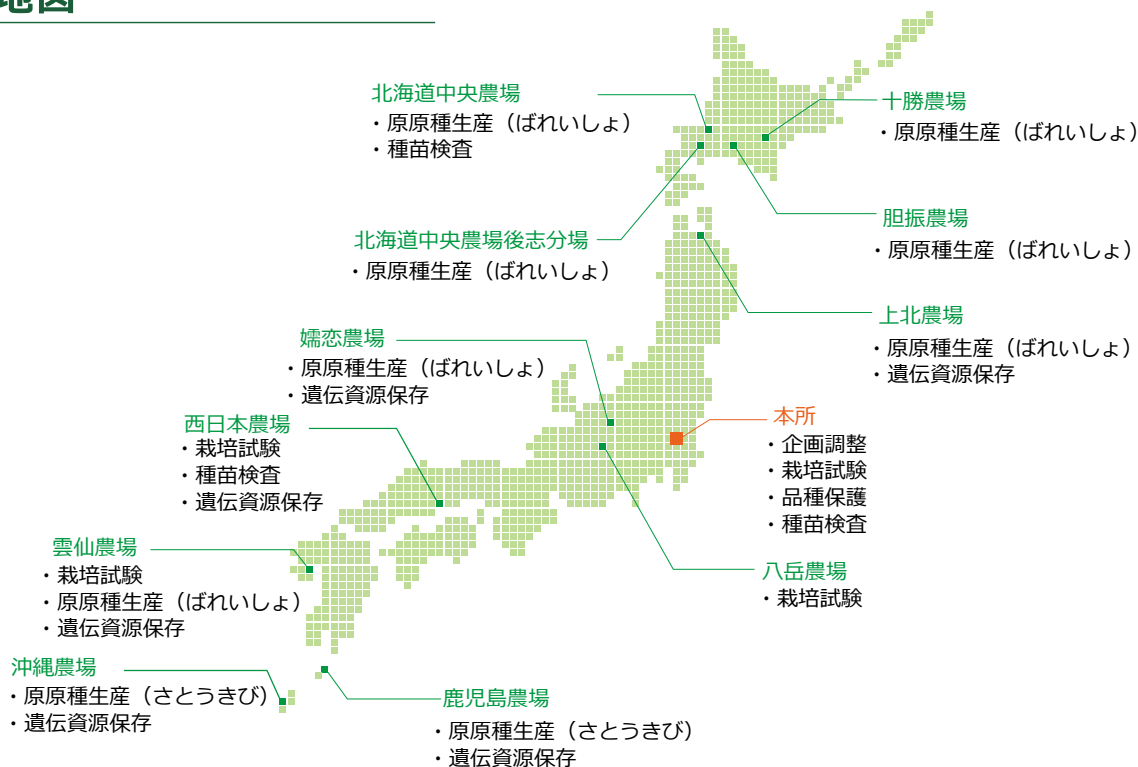


(*)の数値は原原種からの増殖倍率を示します。



所在地ほか

地図



所在地

本所 (つくば)

〒305-0852 茨城県つくば市藤本2-2
Tel:029-838-6581

北海道中央農場

〒061-1102 北海道北広島市西の里1089
Tel:011-375-3611

北海道中央農場後志分場

〒048-1601 北海道虻田郡真狩村字美原276-1
Tel:0136-45-2200

胆振農場

〒059-1434 北海道勇払郡安平町早来富岡499
Tel:0145-22-2042

十勝農場

〒089-1246 北海道帯広市幸福町東4線210-6
Tel:0155-64-5234

上北農場

〒039-2717 青森県上北郡七戸町字柳平43-86
Tel:0176-68-4311

鹿恋農場

〒377-1614 群馬県吾妻郡鹿恋村大字田代1017-1
Tel:0279-98-0024

八岳農場

〒391-0011 長野県茅野市玉川11401-1
Tel:0266-74-2005

西日本農場

〒714-0054 岡山県笠岡市平成町91
Tel:0865-69-6644

雲仙農場

〒859-1211 長崎県雲仙市瑞穂町西郷戊1494-35
Tel:0957-77-2100

鹿児島農場

〒891-3605 鹿児島県熊毛郡中種子町油久5252-1
Tel:0997-27-0321

沖縄農場

〒905-1202 沖縄県国頭郡東村字宮城404
Tel:0980-43-2011

お問い合わせ

農研機構 種苗管理センター

〒305-0852 茨城県つくば市藤本2-2
TEL:029-838-6581
URL: <https://www.naro.go.jp/laboratory/ncss/>



※「農研機構」は、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構のコミュニケーションネーム(通称)です。

○本冊子は、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
○リサイクル適正の表示:紙へリサイクル可 本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[A ランク]のみを用いて作製しています。